

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。今回は、「南島町6丁の住居表示」他4件についてお知らせいたします。

南島町6丁の住居表示について

先行整備街区Aに南島6丁が新設され、住居表示が実施されました。以下にQ&A方式でご説明します。

●住居表示制度って何？

住居表示制度は、市街地における建物の住所を分かりやすくすることを目的とし、土地の地番を用いた住所（〇〇番地〇）に替えて、建物の出入り口の位置等で決まる番号（住居番号）を用いて住所を表す制度です。

●なぜ先行整備街区Aに住居表示が実施されたの？

先行整備街区Aには一筆が広大な土地が存在するため、土地の地番を住所として用いた場合に、同一の住所が多数発生してしまい、郵便の誤配等が生じる恐れがあります。

また、令和11年度に予定している換地処分（不動産登記簿の書換え）による地番の変更に伴い、住所もあわせて変更となるため、再度の住所変更の手続きが必要になります。

ついては、再度の住所変更の手続きが不要となる、地番と関係のない住所の表し方の「住居表示」が実施されました。

●なぜ南島町6丁が設置されたの？

先行整備街区Aは南島町1～5丁の各一部にあたるため、同じ町（「南島町1丁」等）の中で、住所の表し方が混在することのないよう、住居表示が実施される区域が南島町6丁として新設されました。

●南島町6丁の住所の表し方はどうなるの？

住居表示を実施した南島町6丁の区域は、「南島町6丁〇番〇号」になります。なお、南島町1～5丁の区域は、「南島町〇丁〇〇番地〇」から変更されません。

●不動産登記簿等は南島町6丁に書換えられるの？

南島町6丁が新設されましたが、不動産登記簿、通知済の「仮換地指定通知」及び6月に通知予定の「仮換地の使用収益開始日の通知」の記載事項の変更はありません。なお、不動産登記簿の書換えは、令和11年に予定している換地処分に合わせて行われます。

●南島町6丁に建物を新築した時の住所の届け出はどうするの？

南島町6丁で建物を新築される方は、堺区役所の市民課にお届けが必要です。お届けに必要な書類は下記の通りです。

- ① 仮換地図（付近見取図の代わりになるもの）
- ② 配置図などの建物と主要な出入口がわかる図面
- ③ 集合住宅の場合は、各階平面図等、部屋番号がわかる図面

住居表示に関するお問い合わせは

堺市役所戸籍住民課住居表示係まで（TEL：072-228-8473）

お引越し時に必要な手続きは

堺市HPの「転入転出手続きナビ」が便利です。

堺市 転入転出手続きナビ



建物解体工事に伴う騒音・振動等について

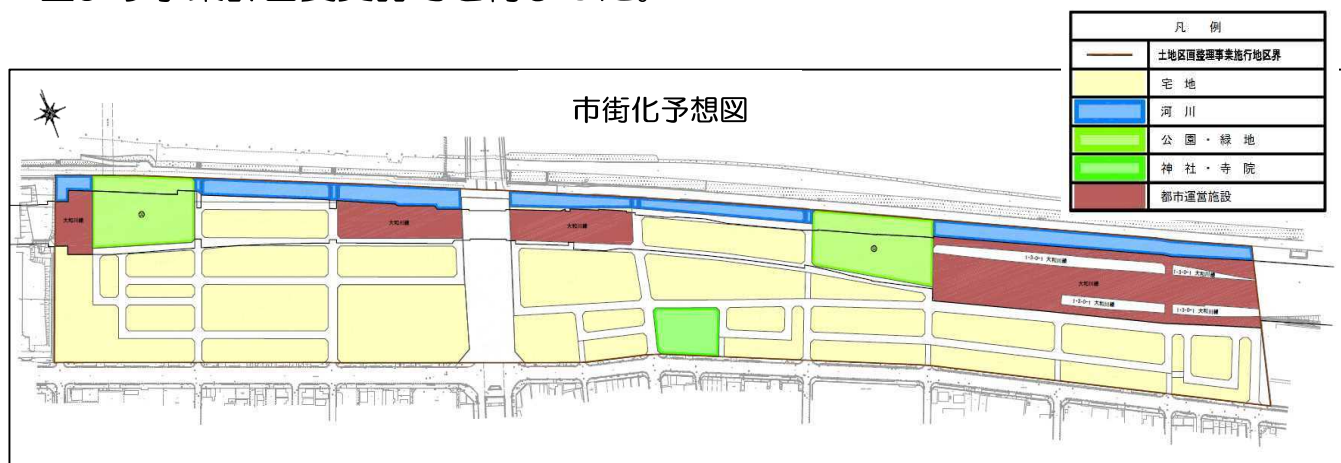
現在、先行整備街区へ移転される権利者様の建物解体工事が順次開始されております。近隣のみなさまにおかれましては、工事に伴う騒音・振動等で苦慮されているとのお声を頂戴しております。

当機構としても解体業者に対し、工事期間中は騒音・振動等を軽減して作業を進めて頂くよう依頼していきます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

土地区画整理事業の第2回事業計画変更認可について

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の第2回事業計画変更認可のための縦覧の手続き等を経て、令和3年4月27日に国土交通大臣より事業計画変更認可を得ました。



第9回土地区画整理審議会の報告について

令和3年4月27日（火）に第9回土地区画整理審議会が開催されました。

内容は、土地の評価等を審議していただく評価員の方が人事異動に伴い辞任されましたので、後任の方を選任する件、換地設計の一部変更、仮換地指定、宅地（借地）地積の適正化に伴う過小宅地の基準及び適正化の措置等について答申をいただきました。

その他、第2次申出換地の申出結果、二度移転街区の換地設計素案、工事の進捗状況、宅地整備基準等について当機構よりご報告いたしました。

今後、二度移転街区の権利者様へ仮換地案及び宅地整備計画案の個別説明を行う予定です。また、二度移転街区A、B等の権利者様へ移転補償に関する個別説明を進めておりますので、引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。



第9回審議会

UR都市機構堺都市再生事務所の人事異動について

区画整理だより第19号（2021年3月9日発行）以降、当事務所で人事異動がありましたのでご報告させていただきます。

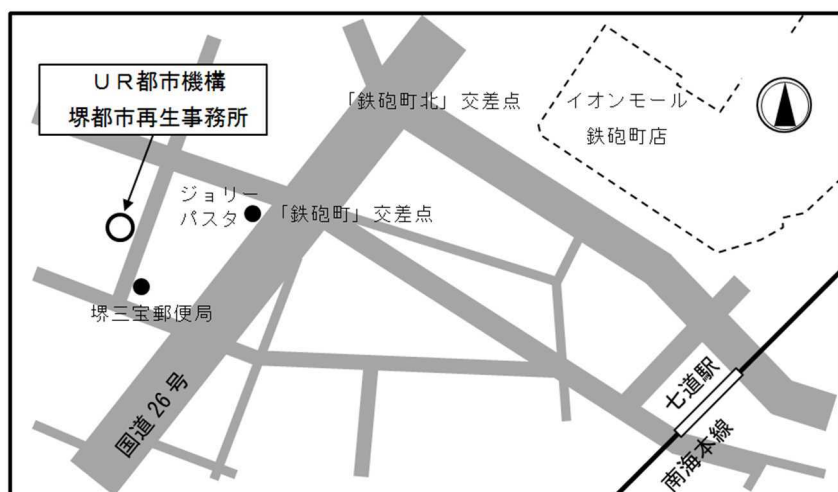
今後は下記メンバーが、今までの経緯を引継ぎ、個別面談等のご対応をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○堺都市再生事務所	所長		犬童（留任）
	副所長	西尾 →	加藤（新任）
	所長代理		今里（新任）
○企画補償課	課長		吉野（留任）
	主幹		惣谷（留任）
	主査		池田（留任）
	担当	井上 →	塩見（新任）
○事業計画課	課長	長内 →	中島（新任）
	主幹		古川（留任）
	担当		野中（留任）
○工事課	課長		杉本（留任）
	担当	常田 →	服部（新任）
	担当		勝村（留任）

今後とも、本事業にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。



UR都市機構

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906
堺市堺区三宝町4丁274番地2
TEL：072-282-7722